

千葉市公告第224号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、都市公園の供用を開始するに当たり、次のとおり公告します。

なお、その関係図書は、千葉市都市局公園緑地部公園管理課において公告日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和3年3月31日

千葉市長 神谷俊一

| 名称 | 位置 | 供用開始の期日 |
|------|---------------|---------|
| 誉田の森 | 緑区誉田町二丁目22番5外 | 公告日 |